

障害児通所支援事業所向け非常用電源配備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、障害児通所支援事業所向け非常用電源配備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、医療的ケアが必要な障害児を受け入れる県内の事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する次の障害児関連施設（以下「事業所」という。）について、非常用電源の購入に係る費用に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 児童発達支援センター
- (2) 児童発達支援事業所
- (3) 放課後等デイサービス事業所

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の補助対象事業の内容、補助対象経費及び補助率等は下表に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

対象経費	基準額	補助率
停電時に医療的ケアに必要な機器を作動させることができる簡易自家発電装置等の購入費	1台あたり 212千円	2分の1

※医療的ケアに必要な機器とは、人工呼吸器、加温加湿器、排出補助装置、酸素濃縮器、吸引器、その他県知事が必要と認める機器をいう。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置をいう。

※1事業所あたり1台までを補助対象とする。

(交付の算定方法)

第4条 この補助金の補助額の算定方法については、前条に掲げる補助基準額に定める額と、実支出額を比較して少ない方の額に、補助率欄に定める補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請をするにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を

減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない(様式第2号)。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない(様式第3号)。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを補助事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- (9) また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、これに係る補助金相当額を県に返還しなければならない。
- (10) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 補助金の交付の対象経費について、国、地方公共団体又は民間団体と重

複して補助金の交付を受けてはならないこと。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をすること。

(届出)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 経営主体又は申請者を変更したとき。
- (2) 前号のほか、知事に届け出ることが特段に必要と認められる事由が発生したとき。

(交付の取消等)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者、又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助金の実施主体となる事業所を中止又は廃止したとき。
- (5) 本要綱の規定に違反したとき。

(実績報告等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日、又は年度3月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(別紙)
- (2) その他参考資料

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月14日から適用する。